

参考資料

資料1

第2期安来市子ども・子育て支援事業計画策定経過

時 期	内 容
平成31年1月	平成30年度第1回安来市子ども・子育て推進会議 【会議内容】 ・第2期安来市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて ・第2期安来市子ども・子育て支援事業計画に向けたニーズ調査について
平成31年3月	ニーズ調査の実施 ・就学前児童保護者【回収数 1,413/1,855 回収率76.2%】 ・小学生保護者 【回収数 1,580/1,921 回収率82.3%】 ・中学2年生 【回収数 320/338 回収率94.7%】 ・高校2年生 【回収数 243/254 回収率95.7%】
令和元年8月	安来市関係課ヒアリング ・子ども・子育て支援事業に関係する15課を対象にヒアリングを実施
令和元年9月	令和元年度第1回安来市子ども・子育て推進会議 【会議内容】 ・ニーズ調査の結果について 地域・事業者アンケート及びヒアリング 【アンケート配布先】幼稚園、保育所（園）、認定こども園、放課後児童クラブ、交流センター等
令和元年10月	子育てカフェ ・2会場で実施…計19名の参加
令和元年11月	令和元年度第2回安来市子ども・子育て推進会議 【会議内容】 ・第2期安来市子ども・子育て支援事業計画素案について ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策について
令和元年12月 ～ 令和2年1月	パブリックコメントを実施 ・12項目の意見が寄せられました
令和2年2月	令和元年度第3回安来市子ども・子育て推進会議 【会議内容】 ・第2期安来市子ども・子育て支援事業計画案の検討・承認

資料2

安来市子ども・子育て推進会議条例（一部抜粋）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、安来市子ども・子育て推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（組織）

第2条 推進会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係機関の職員
- (2) 関係団体の構成員
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 労働者を代表する者
- (5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (6) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (7) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第3条 推進会議に会長1人及び副会長1人を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第5条 推進会議は、その審議上必要があると認めるときは、審議に関係のある者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 推進会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

（委員の任期の特例）

3 平成29年10月1日に委嘱し、又は任命する委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

資料3

安来市子ども・子育て推進会議委員名簿

任期 平成29年10月1日～令和2年3月31日

所属機関・団体の名称	委員氏名（敬称略）	備考
島根県立大学短期大学部名誉教授	高橋 憲二	会長
安来市医師会	吉岡 繁治	
安来警察署	向田 美紀	
安来商工会議所	秦 和治	
安来市PTA連合会	足立 朋広	～令和元年7月31日
	加藤 繁行	令和元年8月1日～
安来市幼稚園・こども園PTA連合会	小山 稔	～令和元年7月31日
	山本 治城	令和元年8月1日～
公立保育所保護者代表	岩田 恵司	～令和元年7月31日
	大櫃 康之	令和元年8月1日～
私立保育所保護者代表	岩見 康弘	～令和元年7月31日
	池田 真奈美	令和元年8月1日～
安来市小学校長会	高橋 和弘	～令和元年7月31日
	井筒 泰世	令和元年8月1日～
安来市中学校長会	原 智	令和元年8月1日～
安来市立公立教育保育施設園長・所長会	勝代 和子	
安来市私立保育園連盟	稲田 紀子	
安来市民生児童委員協議会	石原 道子	
安来市社会福祉協議会	二岡 真弓	副会長
放課後児童クラブ	梅瀬 繁人	
子育てサークル	喜多川 由紀	
安来市労働組合協議会	原田 進一	
安来市教育委員会	辻谷 洋子	
安来市政策秘書課	金山 尚志	～令和元年7月31日
	淀谷 正臣	令和元年8月1日～
安来市福祉課	高木 肇	
安来市土木建設課	吉岡 典子	
安来市文化スポーツ振興課	大久佐 明夫	～令和元年7月31日
	岩崎 幸志	令和元年8月1日～
安来市地域振興課	青戸 厚志	～令和元年7月31日
	角原 宙	令和元年8月1日～
安来市いきいき健康課	原 香代子	

用語集

ア行	
アプリ	アプリケーションソフトの略。スマートフォンやタブレット端末に入れて使う、特定の機能を持った専用のソフトウェア。
インクルーシブ保育	子どもの年齢や国籍、障がいといった「違い」をすべて受け入れる保育のこと。
SNS	Social Networking Serviceの略。ソーシャル・ネットワーキング・サービスとは、人と人とのつながりをインターネット上で構築するサービスのこと。
親学プログラム	子育て支援や家庭教育支援を行っている人をファシリテーターとして、保護者を対象に親としての役割や子どもとの係わり方の気づきを促すことを目的に島根県が作成した参加型学習プログラム。

カ行	
基幹型子育て支援センター	子育て親子の交流の場の提供や子育てイベントなどの開催、子育てに関する相談、援助や各種サービスの情報提供及び子育てサークルの支援等を実施する子育て支援の拠点施設。
ケアマネジメント	地域における生活の中でサービスを提供する際に、利用者の生活全般にわたるニーズと公私にわたるさまざまな社会資源との間に立って、複数のサービスを適切に結びつけ、調整を図りつつ、包括的かつ継続的にサービス提供を確保する援助方法のこと。
子ども家庭総合支援拠点	市町村が、子どもとその家庭および妊産婦などを対象に、実情の把握、相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、関係機関との連絡調整、その他の必要な支援全般を行うための拠点。平成30年12月に政府が発表した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において、全ての市町村に2022年までに設置するよう盛り込まれた。
子ども・子育て関連3法	「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正）」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）」の3つの法律。
子ども・子育て支援新制度	幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた国全体の制度。
子ども・子育て支援法	認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等を通じて全国で教育・保育サービスを提供するための給付制度の創設と、地域の子ども・子育て支援の充実のために定められた法律。

サ行	
小1の壁	小学校入学後、子どもを夜間まで預けることが困難になり、ワーキングマザーが働き方の変更を強いられる問題を指す造語。
スクールソーシャルワーカー（SSW）	子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。

タ行	
待機児童	入所申請、条件を満たしているものの、定員超過等により、保育所や認定こども園に入所できない状態にある児童。

ナ行	
ノーマライゼーション	障がいをもつ者ともたない者とは平等に生活する社会を実現させる考え方。

ハ行	
ファミリー・サポート・センター	育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、会員同士が子育てを地域で相互援助する仕組みをサポートする組織。
ベビーシッター	親の代わりに乳幼児の面倒をみる人。
放課後子ども教室	地域で子どもを育てる環境づくりを推進するため、全ての子どもを対象に安心・安全な活動拠点を設け、地域住民の協力により、学習やスポーツ、文化・芸術活動および地域住民との交流活動を行う場。開催日数は年間250日未満、1日4時間以内と規定。
ポータブルメディアプレーヤー	携帯型の映像再生機で、据え置き型ではなく手で携帯して運ぶことができる映像などを見る映像機器の総称。
母子健康包括支援センター	妊娠の届出時等の機会から妊娠・出産・子育てに関する相談、支援を行い、必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健・医療・福祉・教育など地域の関係機関と連絡調整を図り、切れ目のない支援を行う機関。

ヤ行	
Uターン	Uターン：都会に出た後、出身地に戻ること。 Iターン：出身地に関わらず、住みたい地域を選択し移り住むこと。
幼児教育・保育の無償化	子育て世帯の負担軽減を目的に令和元年10月より始まった制度。3歳児から5歳児までの児童および住民税非課税世帯の0歳から2歳児の保育料が無料となるが、副食費（おかず代）等の一部費用は引き続き保護者負担となる。

ワ行	
ワーク・ライフ・バランス	働くすべての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。